測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施することについて通知がありました。

平成二十一年八月十四日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　測量の目的　基本測量（基準点現況調査）

二　測量の地域　奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、生駒郡平群町、三郷町及び斑鳩町、磯城郡川西町及び田原本町、高市郡高取町及び明日香村、北葛城郡広陵町及び河合町並びに吉野郡吉野町、大淀町、下市町及び東吉野村の区域

三　測量の期間　平成二十一年九月十五日から平成二十二年三月二十五日まで